

要介護認定・要支援認定申請の特例受付について

令和8年度

内容：1日が閉庁日の場合においても介護認定申請の受付を実施できるようにするため

対象申請：区分変更申請

対象期間：令和8年度中に各月1日が閉庁日となり、申請ができない場合
※8月、11月、R9.1月が該当

受付方法：1日（閉庁日）の前営業日に窓口へ持参すること。その時に、必ず、職員に1日受付と口頭で伝えること及び申請書に付箋をつけ、1日受付と記載し、申請日欄は1日で記載すること。なお、各月2日以降及び2営業日以前の申請について特例受付は認めない。また、郵送については特例受付を認めない。

<その他>

・申請日を1日にすることで事業所の事務都合を優先して利用者の不利益につながることをないように留意すること。

<スケジュール>

R8

8月1日（土）受付の場合、7月31日（金）のみ特例受付可能

11月1日（日）受付の場合、10月30日（金）のみ特例受付可能

R9

1月1日（祝）受付の場合、12月28日（月）のみ特例受付可能

本取扱いは令和8年度のみとし、次年度以降は今年度の申請状況等を考慮し、あらためて判断する。